

子育て支援の財源確保を巡って：その経緯

岸田総理は「こども・子育て政策」を国政上の最重要課題として位置づけ、「こども予算倍増」「異次元の少子化対策」を謳う。しかし、肝心の安定財源を確保する目途が立たず、具体策の多くは検討事項にとどまり、6月の「骨太の方針」にまで先送りされている。議論そのものはおよそ10年前から繰り返されており、もはや待ったなしだ。この失われた10年に終止符を打てるかどうか、まさに岸田政権の正念場であろう。

「社会保障制度改革国民会議報告書」（2013年8月）は、子ども・子育て支援新制度施行後の課題として「幅広い観点から更に財源確保と取組強化について検討するべきである」としていた。また、検討に当たっての留意点として、「1990(平成2)年に「1.57ショック」として、少子化問題が社会的に認識されたにもかかわらず、必要な施策が必ずしも十分に進まなかったのは、財源調達力の高い社会保険方式を採っておらず、当時、急速に悪化した財政状況の下で、必要な財源が確保されなかった点にも原因があった」と指摘していた。さらに、「企業における両立支援の取組と子育て支援の充実は車の両輪であり、両者のバランスと連動を担保する視点から、引き続き検討を進めるべきである」という踏み込んだ指摘もしていた。

このうち、後者は事業主拠出金等の活用を示唆したもので、企業主導型保育事業等の財源のほか、2021年の改正により新たに3歳未満の児童の保育所等運営費の一部にも充てられている。前者の社会保険方式については、その後、小泉進次郎氏ら自民党若手議員の「こども保険」の提案が契機になって、「経済運営と改革の基本方針2017」では、「幼児教育・保育の早期無償化や待機児童の解消に向け、財政の効率化、税、新たな社会保険方式の活用を含め、安定的な財源確保の進め方を検討」することとしていた。しかし、「新しい経済政策パッケージ」では、消費税の用途組替えにより対応することとし、新たな財源確保策に踏み込むことを回避した。

現状はどうか。「経済運営と改革の基本方針2021」は、「応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する」とした。この方針は「骨太の方針2022」にもそのまま継承され今日に至っている。

このなかで、筆者は後段にある「新たな枠組み」の提案に注目している。これを筆者なりに受け止めると、国・地方の税負担や企業負担等に加えて、新たに幅広い世代からの個人拠出を導入することにより、財政基盤を強化するとともに、普遍主義をベースにした共助のシステムを構築することになるのではないかと。支援に対する権利性・財政の安定性を高め、連帯意識を醸成する政策のイノベーションとしても期待できよう。その場合、既存の社会保険システムを活用した拠出金の徴収も考えられる。検討が進んでいる出産育児一時金に対する後期高齢者医療制度からの拠出は、その新たな取組みとして注目されよう。

山崎 泰彦（やまさき・やすひこ） 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』（社会保険出版社、2021年）など。

